

一般社団法人エンター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エンターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県雲南市に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、雲南圏域とその周辺地域住民のプログラミング教育と関連産業の健全な発展を図り、もって持続可能な経済活動と豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) プログラミングワークショップの企画・運営
- (2) ワークショップ受講生間のネットワークの構築、受講生と企業や行政、地域住民とのネットワークの構築支援
- (3) ソフトウェアの企画、開発、制作、管理及び運営
- (4) インターネットを利用したアプリケーション、ウェブサイト、ウェブコンテンツ、デジタルコンテンツ等の企画、制作、運営、管理、販売、使用許諾及び配信
- (5) 前各号のほか目的達成のために必要な一切の事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の社員になろうとする者及び社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- ② 総社員が同意したとき。
- ③ 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(決議事項)

第13条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項、法人の組織運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定により代表理事が招集する。代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発する。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当法人の代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議事録作成理事が署名又は記名押印して社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

① 理事 3名以上

② 監事 1名以上

2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人には、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金の募集)

第32条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第33条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第34条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第35条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の分配)

第39条 当法人において剰余金が発生した場合、分配又は配当を行わない。

第10章 附則

(定款の定めのない事項)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

この規程は、令和5年7月30日から施行する。(令和5年7月30日社員総会決議)